

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月9日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第37号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和63年静岡県規則第40号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「明治・大正・昭和・平成」を削り、「昭和・平成 年」を「年」に改める。

(静岡県県営住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡県県営住宅条例施行規則(平成9年静岡県規則第33号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 様式第4号 (略) 県営住宅入居者収入申告書 平成 年 月 日 提出 (略) | 様式第4号 (略) 県営住宅入居者収入申告書 年 月 日 提出 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年静岡県規則第34号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中 「明治
大正
昭和
平成」
を削る。

様式第6号中「明治・大正・昭和・平成」を削る。

様式第8号中 「明治
大正
昭和
平成」
を削り、「平成 年」を「 年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の様式により提出されている診断書は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当する様式により提出された診断書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）

4 この規則の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

5 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。